



Finance Bill 2021 Highlights

10 November 2021

KPMG in Malaysia

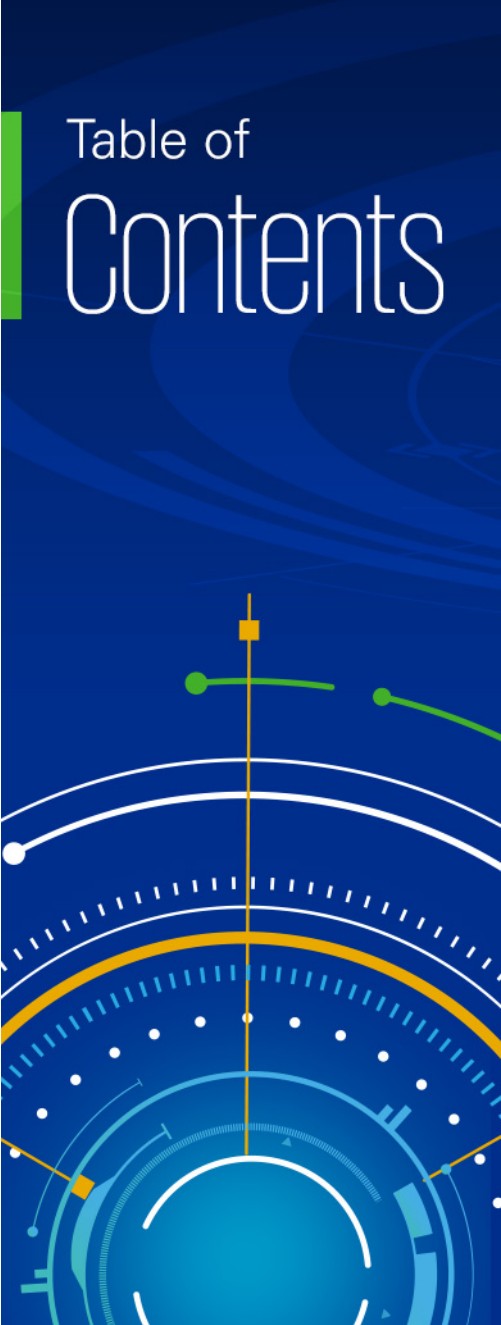


Table of Contents

Business Tax 法人税

法人所得税

- 1 国外源泉所得に対する免税措置の撤廃
- 2 Cukai Makmur (Prosperity Tax)
- 3 欠損金の繰越期間の延長
- 4 特別再投資控除の延長
- 5 代理人等への支払いに対する源泉税

ラブアン税制

- 1 所得税法による知的財産収入の課税
- 2 取締役の責任

事務手続関連

- 1 Tax Identification Number の導入
- 2 口座情報の収集権限

RPGT 不動産利得税

- 1 税率の見直し
- 2 留保金の支払い

Stamp Duty 印紙税

- 1 上場株式の譲渡にかかる証書の印紙税

Personal Tax 個人所得税

- 1 所得控除の新設、対象拡大、増額
- 2 所得控除の期間延長

Business Tax

法人税

法人所得税

1. 国外源泉所得に対する免税措置の撤廃

現在、銀行、保険、海運、航空事業を営む法人を除き、国外源泉所得は課税所得の対象から除かれている。

今回、マレーシア居住者／居住法人が 2022 年 1 月 1 日以降に国外源泉所得をマレーシア国内で受領した場合、当該所得を課税対象に含める変更が提案されている。国外源泉所得は他の所得と合算し、現行の税率で課税されることになるが、移行措置として 2022 年 1 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日までに送金した場合は、当該金額に対して 3%の暫定税率で課税される。

そのため、以前の課税年度において発生し、マレーシアに送金されていない国外源泉所得を 2022 年 1 月 1 日以降に送金する場合は、税務影響を検討する必要がある。

更に、今回の提案では受取利息などの受動所得とサービス収入などの能動所得を区別せず、全ての国外源泉所得を課税対象としている。この点に関し、租税条約は国内法に優先して適用されるため、納税者は租税条約との関係を確認する必要がある。国外源泉所得が源泉地国とマレーシアの双方で課税される場合、租税条約で定める二重課税排除条項を適用することで、二重課税を防止もしくは最小化することができる。

なお、租税条約において一定の要件を充たす場合、配当原資となる所得に対して外国企業が源泉地国で支払った税額も、マレーシアで控除 ("underlying tax credit") することが認められている。しかし、孫会社の配当を子会社を通じて受領するなど、複数階層となる場合は実務的に煩雑な計算となるため、今後税務当局からガイダンスが出されることが期待される。

上記の提案は、2022 年 1 月 1 日から適用となる。

2. Cukai Makmur (Prosperity Tax)

小規模事業者 (SME) 以外の法人について、RM1 億を超える課税所得に対して 1 回限りの特別税率 33%を適用する Cukai Makmur (Prosperity Tax)が提案されている。

課税所得	法人税率
RM100 百万以下の課税所得	24%
RM100 百万を超える課税所得	33%

なお、SME とはマレーシアで活動する居住法人であり、以下に該当する法人である。

- (i) 事業年度の開始時点で普通株式払込資本金が RM2.5 百万以下であり、かつ払込資本金が RM2.5 百万超の法人に支配されておらず、
- (ii) 年間の売上が RM50 百万以下の法人

上記の提案は、賦課年度 2022 のみ適用される。

3. 欠損金の繰越期間の延長



賦課年度 2019 より、未使用の繰越欠損金の使用期間は 7 年に制限された。移行措置として、賦課年度 2018 以前に生じた欠損金は賦課年度 2025 までの繰越しが認められていた。

コロナ禍で疲弊したビジネスの回復を支援するため、欠損金の繰越期間を 7 年から 10 年に延長することが提案されている。

本提案は多くの企業、特に Covid-19 の影響を大きく受けた企業や、長い立ち上げ準備期間を必要とする企業に対して恩恵を与えるものである。

上記の提案は、賦課年度 2019 に遡及して適用される。

4. 特別再投資控除の延長

再投資控除は、製造業及び特定の農業活動において、要件を充たした拡張、自動化、近代化及び多様化のための再投資に対して、最初の資本的支出がなされた年度から 15 年間認められている。

すでにインセンティブ期間が終了している企業の再投資を促進するため、当該期間が終了した企業に対して賦課年度 2016 から 2018、及び賦課年度 2020 から 2022 について特別再投資控除が認められている。

今回、この特別再投資控除を更に 2 年間、賦課年度 2024 まで延長することが提案されている。

既存の再投資控除の終了年度	特別再投資控除の対象となる資本的支出の期間
賦課年度 2019 以前	賦課年度 2020 から 2024
賦課年度 2020	賦課年度 2021 から 2024
賦課年度 2021	賦課年度 2022 から 2024
賦課年度 2022	賦課年度 2023、2024
賦課年度 2023	賦課年度 2024

繰越欠損金と同様に、未使用の再投資控除については繰越期間が 15 年間のインセンティブ期間終了から 7 年に制限されている。ただし、移行措置として、賦課年度 2018 時点の未使用の再投資控除については、賦課年度 2025 までの繰越しが認められている。

これまで、未使用の特別再投資控除にかかる繰越期間については明確な規定が無かったが、上記の特別再投資控除にかかる未使用分についても、賦課年度 2031 まで 7 年間繰越し可能とすることが提案されている。

上記の提案は、賦課年度 2022 から適用となる。

5. 代理人等への支払いに対する源泉税

販売その他のスキームにおいて、企業が代理人、ディーラー及びディストリビューター（以下、「代理人等」）に対して金銭を支払う場合、2%の源泉税を徴収することが提案されている。これは、企業が取引先として認定する個人の代理人等で、当該個人が前賦課年度において同一企業から RM100,000 超の金銭およびその他の利益を受領している場合にのみ適用される。

2%の源泉税は、代理人等への支払い、もしくは支払い計上から 30 日以内に納付する必要があり、遅延した場合は 10% のペナルティが科せられる。また、代理人等は源泉徴収された金額を所得税額から控除することができる。

上記の提案は、2022 年 1 月 1 日から適用となる。

なお、賦課年度の税務申告期限までに源泉税及び遅延ペナルティ（適用される場合）を納付しない場合、企業は当該支出を損金算入できないという規定も、あわせて提案されている。

上記の提案は、賦課年度 2022 から適用となる。

ラブアン税制

1. 所得税法による知的財産収入の課税

賦課年度 2020 より、Labuan Reguation に記載されるビジネス活動を行う企業が実体要件を充たさない場合、課税所得に対して 24% の税率で課税される。また、Labuan Business Activity Tax Act (LBATA) において、この場合の課税所得とは、「当該賦課年度の監査済財務諸表上の純利益」と定義されている。

これについて、ロイヤリティ収入及び知的財産権の商業的利用の対価として受け取る収入は、課税所得から除外することが提案されている。これに伴い、知的財産権からの収入は、所得税法に基づき課税されることとなる。

上記の提案は、2019 年 1 月 1 日から遡及適用される。

2. 取締役の責任

現在、LBATA は、法人が有する租税債務に対する取締役の責任を規定していない。これについて、所得税法 75A 条と同様の規定を LBATA に新設することが提案されている。

新設される LBATA16A 条は、法人が負う租税債務について居住取締役が個別に、もしくは連帯して責任を負う旨を規定している。ここでいう取締役とは、

- (i) 法人が税金の支払い義務を負う期間において、取締役の地位にあるもの（法人の事業を管理するものを含む）をいい、名称の如何を問わない。
- (ii) 単独、もしくは他のものと共同して、法人の株式の 20% 以上を直接、もしくは間接に保有するもの

上記の提案は、2022 年 1 月 1 日から適用となる。

事務手続関連

1. Tax Identification Number の導入

現在、所得税法では税務申告のために Tax File Number を納税者に割り当てているが、不動産利得税法及び印紙税法においてはそのような規定が無い。

所得税法、不動産利得税法及び印紙税法において、Tax Identification Number (TIN) の導入が提案されている。

根拠条文	提案内容
所得税法 66A 条	次のものは TIN を取得しなければならない (i) 所得税法に定める納税義務を負うもの (ii) 所得税法に定める申告義務を負うもの、又は (iii) 18 歳以上のマレーシア国民 IRB 長官は TIN を発行する権限を有する 2022 年 1 月 1 日以前に Reference number を付与されているものは、当該 Reference Number を TIN とみなす
不動産利得税法 57B 条	不動産利得税に関して、所得税法 66A 条で定める TIN を使用しなければならない
印紙税法 77C 条	印紙税に関して、所得税法 66A 条で定める TIN を使用しなければならない。

上記の提案は、2022 年 1 月 1 日から適用となる。

2. 口座情報の収集権限

金融機関に対して、納税者の口座情報を提出させる権限を IRB 長官に与えることが提案されている。

目的	裁判所への差し押さえ令状の申請
金融機関の義務	■ 口座情報の IRB 長官への提供 ■ IRB 長官からの情報提供要請の秘匿
罰則	以下の場合、RM200 以上 RM20,000 以下の罰金、又は 6 カ月の禁固、もしくはその両方が科せられる (i) IRB 長官の指示に従わない場合 (ii) IRB 長官の要請を他に漏洩した場合
適用	2022 年 1 月 1 日より

Real Property Gains Tax 不動産利得税

1. 税率の見直し

現在、不動産あるいは不動産主体会社の株式を売却した場合の譲渡益には、処分者のカテゴリー及び処分までの期間に応じて 5% から 30% の不動産利得税が課せられる。

処分	RPGT 税率		
	Part I	Part II	Part III
	個人 – 国民及び永住者	マレーシアで設立された会社等	左記以外の個人及び会社
取得後 3 年以内	30%	30%	30%
取得後 4 年以内	20%	20%	30%
取得後 5 年以内	15%	15%	30%
取得後 6 年以降	5%	10%	10%

以下の事項が提案されている。

- (i) Part I のカテゴリーの取得後 6 年以降の処分にかかる税率を 5% から 0% に引き下げる。
- (ii) Part II のカテゴリーの対象に、マレーシアの法律に基づき登録されている団体を追加する。

上記の提案は、2022 年 1 月 1 日から適用となる。

2. 留保金の支払い

現在、マレーシアの不動産もしくは不動産主体会社の株式の取得者は、現金支払額、又は購入対価の 3% のいずれか低い額を留保し、IRB に支払う事が要求されている。また、処分者が国民、永住者以外の個人ないしは国外で設立された会社の場合、7% を留保することが求められる。

上記のカテゴリー Part II （マレーシアで設立された会社等）が処分者であり、かつ取得後 3 年以内に処分する場合の留保金を購入対価の 5% に引き上げることが提案されている。

上記の提案は、2022 年 1 月 1 日から適用となる。

Stamp Duty 印紙税

1. 上場株式等の譲渡にかかる証書の印紙税

現在、上場株式及び市場性のある有価証券の譲渡にかかる証書には、RM200 を上限に取引価額に応じて RM1,000 ごとに RM1.00 (0.1%) の印紙税が課せられる。

上場株式の譲渡にかかる証書に対する印紙税を取引価額の RM1,000 ごとに RM1.50 (0.15%) に変更することが提案されている（市場性のある有価証券は、0.1%のまま）。また、上場株式及び市場性のある有価証券の譲渡にかかる証書の印紙税の上限（RM200）を廃止することも提案されている。

上記の提案は、2022 年 1 月 1 日から適用となる。

Personal Tax 個人所得税

1. 所得控除の新設、対象拡大、増額

以下の新しい所得控除の導入及び対象拡大、限度額の増額が提案されている。

所得控除項目	控除限度額 (現行) RM	控除限度額 (提案) RM	提案内容及び適用期間
電気自動車の充電設備に関連する支出	-	2,500	電気自動車の充電設備に関連する導入費用、レンタル費用、購入費用（分割払い含む）及びサブスクリプションフィー (賦課年度 2022 及び 2023)
技術職業訓練教育研修費 (以下を含む)	7,000	7,000	人的資源省が認可した技能向上、自己啓発コースへの参加費用にかかる控除限度額が RM2,000 まで増額される。 (賦課年度 2022 及び 2023)
(i) 人的資源省が認可した技能向上、自己啓発コースへの参加費用	(1,000)	(2,000)	
本人・配偶者・子女の重病医療費、及び本人・配偶者の不妊治療費 (以下を含む) :	8,000	8,000	RM1,000 の所得控除の対象となる健康診断費用に以下の支出を含む
(i) 健康診断費用	(1,000)	(1,000)	■ 病院及び登録された開業医が行う COVID-19 の検出テストもしくは、COVID-19 のセルフテストキット (賦課年度 2021 から)
(ii) ワクチン接種費用	(1,000)	(1,000)	■ 認可された以下の者によるメンタルヘルスチェック及びコンサルテーションサービス: i. 精神科医 ii. 臨床心理士 iii. カウンセラー (賦課年度 2022 から)

所得控除項目	控除限度額 (現行) RM	控除限度額 (提案) RM	提案内容及び適用期間
SOCSSO への拠出	250	350	Employment Insurance System を通じた拠出も控除の対象となる。また、控除限度額が RM350 に引き上げられる。 (賦課年度 YA 2022 から)
EPF への拠出	4,000	4,000	対象が自営業者及び公務員による自主的な拠出にも拡大される。 (賦課年度 2022 から)
国内旅行支出- 宿泊費及び入場料	1,000	1,000	賦課年度 2022 まで延長される。 Tourism Industry Act 1992 に基づく the Commissioner of Tourism に登録された旅行代理店によるパッケージツアーも控除対象となる。 (賦課年度 2021 及び 2022 のみ)

2. 所得控除の期間延長

以下の所得控除の適用期間の延長が提案されている。

所得控除項目	控除限度額(現行) RM	適用期間 (現行)	適用期間 (提案)
PC・スマートフォン・タブレット端末の購入費用（ライフスタイル控除の追加）	2,500	賦課年度 2020 まで	賦課年度 2022 まで延長
6 歳以下の子供の認定保育施設・幼稚園への支出の控除	3,000	賦課年度 2021 まで	賦課年度 2023 まで延長
年金の拠出金	3,000 (私的退職年金 スキームを含む)	賦課年度 2021 まで	賦課年度 2025 まで延長

KPMG Offices

Petaling Jaya

Level 10, KPMG Tower,
8, First Avenue, Bandar Utama,
47800 Petaling Jaya, Selangor
Tel: +603 7721 3388
Fax: +603 7721 3399
Email: info@kpmg.com.my

Penang

Level 18, Hunza Tower,
163E, Jalan Kelawei,
10250 Penang
Tel: +604 238 2288
Fax: +604 238 2222
Email: info@kpmg.com.my

Kuching

Level 2, Lee Onn Building,
Jalan Lapangan Terbang,
93250 Kuching, Sarawak
Tel: +6082 268 308
Fax: +6082 530 669
Email: info@kpmg.com.my

Miri

1st Floor, Lot 2045,
Jalan MS 1/2,
Marina Square, Marina Parkcity,
98000 Miri, Sarawak
Tel: +6085 321 912
Fax: +6085 321 962
Email: info@kpmg.com.my

Kota Kinabalu

Lot 3A.01 Level 3A,
Plaza Shell,
29, Jalan Tunku Abdul Rahman,
88000 Kota Kinabalu, Sabah
Tel: +6088 363 020
Fax: +6088 363 022
Email: info@kpmg.com.my

Johor Bahru

Level 3, CIMB Leadership Academy,
No. 3, Jalan Medini Utara 1,
Medini Iskandar,
79200 Iskandar Puteri, Johor
Tel: +607 266 2213
Fax: +607 266 2214
Email: info@kpmg.com.my

Ipoh

Level 17, Ipoh Tower,
Jalan Dato' Seri Ahmad Said,
30450 Ipoh, Perak
Tel: +605 253 1188
Fax: +605 255 8818
Email: info@kpmg.com.my

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

www.kpmg.com.my/Tax



facebook.com/KPMGMalaysia



twitter.com/kpmg_malaysia



linkedin.com/company/kpmg-malaysia



instagram.com/kpmgmalaysia

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG Tax Services Sdn. Bhd., a company incorporated under Malaysian law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.